団 体 概 要

財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会

# 財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会概要

(平成23年7月現在)

法人名

財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会

所在地

東京都世田谷区駒沢二丁目33番7号 全母子協会館

代表者理事

会長 吉村 マサ子

副会長 鉄﨑智嘉子、副会長 新谷玲子、

副会長 上田厚子

理事名

吉村マサ子、、鉄﨑智嘉子、新谷玲子、上田厚子、前田洋子、宇佐見節子、

海野恵美子、岡田弘子、進藤功子、河崎春海、黒木凱子、

大澤正男、清田乃り子

設立年月

昭和25年11月29日 任意団体「全国未亡人団体協議会」結成

法人格取得年月

昭和29年10月28日 財団法人「全国未亡人団体協議会」設立(厚生大臣認可) 昭和57年8月18日 財団法人「全国母子寡婦福祉団体協議会に名称変更

資産総額

3億8,853万円(平成23年3月)

職員数

2名

年間事業費

36,860千円(平成22年度)

加盟団体

(社福)北海道母子寡婦福祉連合会

(各都道府県及び指 定都市57団体)

(財)青森県母子寡婦福祉連合会

(財)宮城県母子福祉連合会

(財)山形県母子寡婦福祉連合会

(社福)宇都宮市母子寡婦福祉連合会

(財)埼玉県母子寡婦福祉連合会

(財)東京都母子寡婦福祉協議会

(財)横浜市母子寡婦福祉会

(社)新潟県母子寡婦福祉連合会

(社)長野県母子寡婦福祉連合会

(財)富山県母子寡婦福祉連合会

(一社)静岡市母子寡婦福祉会

(社福)愛知県母子寡婦福祉連合会

(社福)滋賀県母子福祉のぞみ会

(社)京都市母子寡婦福祉連合会

(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会

(一財)堺市母子寡婦福祉会

(社福)神戸市母子福祉たちばな会

(社)和歌山県母子寡婦福祉連合会

(財)島根県母子会連合会

(財)広島県母子寡婦福祉連合会

(財)山口県母子寡婦福祉連合会

(財)香川県母子寡婦福祉連合会

(財)高知県青蘭会連盟

(財)北九州市母子寡婦福祉会

(財)佐賀県母子寡婦福祉連合会

(社福)熊本県母子寡婦福祉連合会

(財)宮崎県母子寡婦福祉連合会

(社福)鹿児島県母子寡婦福祉連合会

(社)札幌市母子寡婦福祉連合会

(社)岩手県母子寡婦福祉連合会

(社福)秋田県母子寡婦福祉連合会

(財)栃木県母子寡婦福祉連合会

(社)茨城県母子寡婦福祉連合会

(財)群馬県母子寡婦福祉協議会 (財)千葉県母子寡婦福祉連合会

(財)神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会

(財)川崎市母子寡婦福祉協議会

(財)山梨県母子寡婦福祉連合会

(社)静岡県母子寡婦福祉連合会

(財)福井県母子寡婦福祉連合会

(財)石川県母子寡婦福祉連合会

(財)岐阜県母子寡婦福祉連合会

(財)三重県母子寡婦福祉連合会

(社福)京都府母子寡婦福祉連合会

(社)大阪市母と子の共励会

(財)兵庫県婦人共励会

(社)奈良県母子福祉連合会

(財)鳥取県連合母子会

(財)岡山県母子寡婦福祉連合会

(財)広島市母子寡婦福祉連合会

(財)徳島県母子寡婦福祉連合会

(財)愛媛県母子寡婦福祉連合会

(社福)福岡県母子寡婦福祉連合会

(財)福岡市母子福祉会

(社)長崎県母子寡婦福祉連合会

(財)大分県母子寡婦福祉連合会

(社)沖縄県母子寡婦福祉連合会

決算月

3月

## 1目的

この会は各都道府県及び指定都市に所在する母子寡婦福祉団体の連絡協議機関として全国母子家庭及び寡婦(準母子家庭を含む)の福祉増進を図ることを目的とし次の事業を行なう。

## 2 事業内容

- (1)各都道府県及び指定都市・中核市の母子寡婦福祉団体との連絡調整
- (2)母子家庭及び寡婦の福祉に関する企画ならびに運動の展開
- (3)母子家庭及び寡婦の福祉に関する調査、研究
- (4)母子家庭福祉に関する宣伝、広報活動
- (5)関係団体との連絡提携
- (6)会報その他参考資料の刊行
- (7)母子福祉施設の運営
- (8)その他目的達成に必要な事項

## 3 沿革

- (1)昭和25年11月29日任意団体「全国未亡人団体協議会」結成
- (2)昭和29年10月28日財団法人「全国未亡人団体協議会」設立(厚生大臣認可)
- (3)昭和57年8月18日財団法人「全国母子寡婦福祉団体協議会」に名称を変更(母子福祉法の一部改正による「母子及び寡婦福祉法」への対応)

## 4 活動の経緯

昭和20年代 戦争未亡人を中心とした母子福祉対策の推進

- ・地方未亡人会の設立、全国未亡人団体協議会の結成
- ・母子福祉資金の貸付等に関する法律の制定等への積極的な活動
- ・全国未亡人団体協議会の公益法人化
- ・母子家庭相互の連携強化、生活意欲の向上

昭和30年代 生別母子世帯の増加に伴う母子福祉対策の拡充

- ・戦争未亡人から生別母子家庭の福祉増進に活動が拡大
- ・児童扶養手当法の制定に対する積極的な活動
- ・母子福祉対策の総合化の推進

昭和40年代 寡婦福祉対策の推進など活動内容の拡大

・寡婦福祉対策の充実

昭和50年代~昭和60年代

・女性の社会進出に伴う就労支援の拡充

平成元年~平成14年

- ・母子家庭修学援助費創設、児童扶養手当高校卒業まで延長
- ・有子離婚の増加に伴う母子家庭の増加への対応
- ・若い母子家庭の母が明るい子どもを育てられる家庭づくりの援助

#### 平成15年~現在

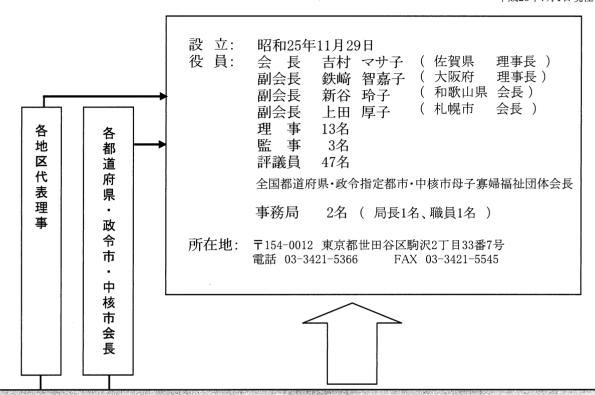
- ・母子及び寡婦福祉法等の改正により平成20年4月より児童扶養手当の受給開始5年を超える場合には、その手当を一部減額する制度が導入される
- ・将来の児童扶養手当の削減対策として経済的支援から母親の就業支援施策の充実
- ・児童扶養手当の減額率緩和を要望する署名運動を展開
- ・児童扶養手当の一部支給停止措置の凍結

#### 5 役員

理事13名(会長1名、副会長3名、他9名)、監事3名

# 財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会の機構

平成23年7月1日現在



	(※印 政令指定都市 O印 中核市)

東北·北海道 地区	関東地区	中部地区	近畿地区	中国·四国 地区	九州地区
北 海 道	茨 城 県	富山県	滋賀県	鳥 取 県	福岡県
青森県	栃 木 県	石 川 県	京 都 府	島 根 県	佐 賀 県
岩 手 県	O 宇都宮市	福 井 県	大 阪 府	岡山県	長 崎 県
宮城県	群馬県	岐 阜 県	兵 庫 県	広島県	熊本県
秋 田 県	埼 玉 県	愛 知 県	奈 良 県	山口県	大 分 県
山形県	千 葉 県	三重県	和歌山県	※広島市	宮崎県
*札幌市	東京都		※京都市	徳 島 県	鹿児島県
	神奈川県		*大阪市	香川県	沖縄県
	新潟県		※神戸市	愛 媛 県	※ 北九州市
	山 梨 県		※堺市	高 知 県	※福岡市
	長 野 県				
	静岡県				
	*横浜市				
	※川崎市				
	※静岡市				



各市町村母子寡婦福祉会